

第3子以降保育料無償化 に関するお知らせ

■ 第3子以降の保育料を無償化

令和7年9月から多子世帯の経済的負担や3人以上の子育て世帯の減少を踏まえ、第3子以降の保育料の無償化を実施します。

【第3子以降の保育料無償化対象者】

保育所等の同時利用や子どもの年齢に関わらず、生計を同一にしている子どものうち、年長者から数えて3人目以降の児童

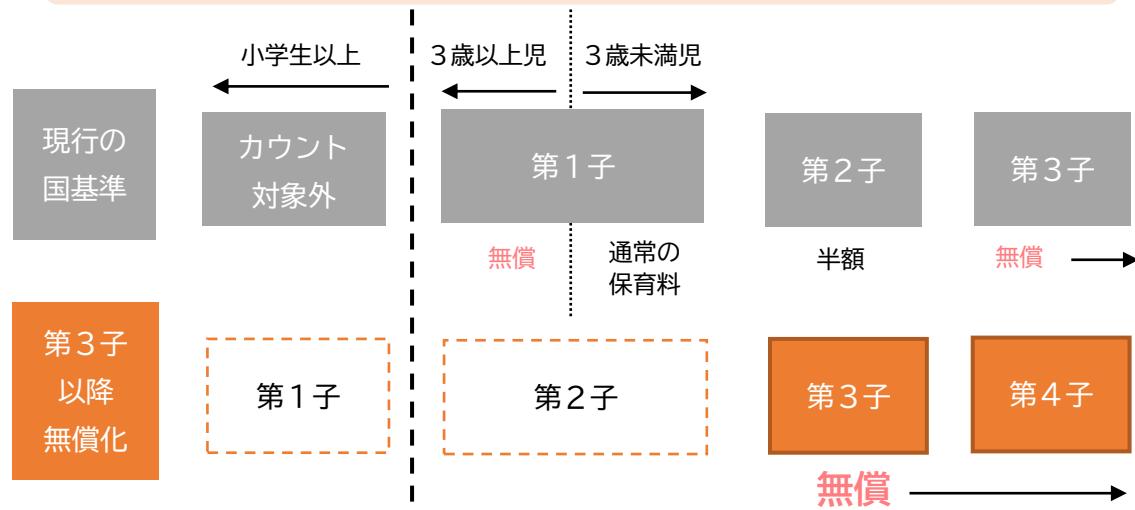
※別居している子どもであっても、生計を同一にしている場合は、対象となります。

・18歳以上のお子様がいる場合や、別居している子どもがいる場合は、申立書の提出が必要になります。

・届出保育施設、企業主導型保育施設を利用している場合は申請・請求手続きが必要です。

(令和8年度以降については、毎年現況届時に提出が必要となります。)

【きょうだい児のカウントの仕方と無償化対象のイメージ】



※カウント方法が変わり影響があるのは第3子以降のため、上の図の第2子扱いとなる子どもは、現行の通常の保育料がかかります。

お問い合わせ先

みやま市子ども子育て課 ☎0944-64-1535
〒835-8601 みやま市瀬高町小川5番地